

「県営中山間地域総合整備（広域連携型）事業」に係る

環 境 配 慮 検 討 書

平成 11年 12月

三重県農林水産商工部

# 環境配慮検討書目次

1. 事業計画の名称、目的及び内容	-----	1
(1) 名称	-----	1
(2) 目的	-----	1
(3) 事業主体	-----	1
(4) 計画内容	-----	1
①計画地区の位置	-----	1
②建物・施設等の概要	-----	1
③土地利用計画	-----	1
④用水の使用計画	-----	1
⑤エネルギーの使用計画	-----	1
⑥雨水の排水計画	-----	1
⑦汚水の排水計画	-----	1
⑧工期	-----	1
(5) 関連事業計画	-----	1
(6) その他	-----	1
2. 事業計画地及びその周辺の概況	-----	2
(1) 環境の現況	-----	2
①気象	-----	2
②水象	-----	2
③大気質等	-----	2
④自然環境	-----	2
(2) 社会的条件の現況	-----	3
①交通の現況	-----	3
②土地利用の現況	-----	3
③水域利用の現況	-----	3
④生活関連施設の現況	-----	3
(3) 関係法令等による地域の指定・規制状況	-----	4
①自然環境保全地域等の指定状況	-----	4
②土地利用の規制状況	-----	4

3. 事業計画地の選定理由	-----	5
4. 事業計画に対する環境配慮の内容	-----	6
(1) 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築への配慮	-----	6
① エネルギーの有効利用に努めること	-----	6
② 資源の有効利用に努めること	-----	6
③ 適正な水循環の確保及び適切な水利用に努めること	-----	6
④ 廃棄物の適正処理に努めること	-----	6
⑤ 周辺環境への負荷の低減に努めること	-----	6
(2) 人と自然が共にある環境の保全への配慮	-----	7
① 貴重・希少な野生生物等の生育・生息空間の確保に努めること	-----	7
② 地形・地質等の改変の抑止に努めること	-----	7
(3) やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造への配慮	-----	8
① 現存する植生の保全と活用に努めること	-----	8
② 緑化に努めること	-----	8
③ 地域特性に応じ、周辺環境との調和に配慮した景観の形成に努めること	-----	8
④ 親水空間等の整備・創出に努めること	-----	8
⑤ 歴史的・文化的環境の保全と活用に努めること	-----	8
⑥ 電波障害・日照障害・風害の防止に努めること	-----	8
(4) (1) から (3) の環境配慮内容のまとめ	-----	9

# 1. 事業計画の名称、目的及び内容

(1) 名称	県営中山間地域総合整備事業（広域連携型）志摩地区 ほ場整備事業 穴川団地	
(2) 目的	<p>本計画地区は、磯部町の南部に位置する比較的まとまった団地である。          近年になり耕作放棄地が進行しつつあり、これに歯止めをかけるため、ほ場整備を推進する。          ほ場整備により、区画の整形、道水路の整備を行い、農地の集団化を図る。          優良農地を創出することで、既存の営農組合等による農作業受委託の推進が図られ、極早場米等、地域の特産品生産を拡大する。</p>	
(3) 事業主体	三重県 農林水産商工部 農山漁村振興課	
(4) 計画内容	① 計画地区の位置・面積等	志摩郡磯部町穴川地内 受益面積 17.3 ha
	② 建物・施設等の概要 〔用途、規模、面積、配置等〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用水路 L=3.6 km ペンチフリューム250~450型 揚水機 φ150×18.5kw 送水管 φ200 L=1.3 km</li> <li>・排水路 L=2.5 km 組立柵渠A型 (H) 400~900 (B) 400~3,000</li> <li>・標準区画 75m×40m = 30a区画</li> </ul>
	③ 土地利用計画	農業振興地域内農用地を対象とし、現況未整備農地22.2 haを、大型機械の導入に合わせ、75m×40m(30 a)区画を標準として整地を行う。これに合わせて、農道、用水路、排水路を設置する。
	④ 用水の使用計画	既存のため池11ヶ所の利用と、排水路末端に揚水機を設置し、最上流部に送水する。
	⑤ エネルギーの使用計画	なし
	⑥ 雨水の排水計画	計画地区に降る雨水の処理については、公共排水路等を経由し西川水系へ自然排水を行う。
	⑦ 汚水の排水計画	なし
	⑧ 工期	着工の予定時期 平成13年 7月頃着工予定 完工及び供用開始の予定時期 着工より2ヶ年で完成予定
(5) 関連事業計画	なし	
(6) その他	なし	

## 2. 事業計画地及びその周辺の概況

### (1) 環境の現況

① 気 象	<p>計画地最寄りの鳥羽観測所における観測データは、次のとおりである。</p> <p>a. 気 温 : 年平均気温 15.6℃  b. 降 水 量 : 年 平 均 2,253mm  c. 最 多 風 向 : 北 西  d. 風 速 : 最大風速 12.4m</p>
② 水 象	<p>計画地周辺の河川分布等の状況は、次のとおりである。</p> <p>a. 分 布 : 計画地は2級河川西川水系にある。  b. 流 量 : —  c. 水 位 : —</p>
③ 大気質等	<p>a. 大気質 : 事業による大気質等への影響はないものと思われる。  b. 騒 音 : 騒音発生源がないことから、静穏な環境にあり、環境基準を満たしていると思われる。  c. 振 動 : 振動発生源がないことから、問題がないと思われる。  d. 水 質 : 上流に汚染の原因となるものは見受けられない。</p>
④ 自然環境	<p>a. 地形地質</p> <p>(a) 地 形 : 標高20～50mの傾斜地で、地形分類図によると先志摩地方に多く分布する砂礫台地である。  (b) 地 質 : 地質については、洪積世台地の大部分が砂礫からなる堆積物である。  (c) 土地の安定性 : 計画地区に疑いのある活断層が見受けられるが、活動はしておらず、本事業に影響はないと思われる。  (d) 特筆すべき地形 : 計画地及びその周辺に特筆すべき地形はない。</p> <p>b. 植 物</p> <p>(a) 植生の概要 : 三重県教育文化研究所発行の「自然のレッドデータブック・三重」によると、計画地区において貴重な植物は見当たらなかった。  地域一帯を現況調査した結果においても、その殆どが人為的影響下におかれている代償植生であり、一部竹林及び雑木林が見受けられるものの、その殆どが水田及び畑地の雑草群落で占められている。  (b) 貴重な植物個体 : 計画地周辺において貴重な植物個体は分布していない。  (c) 貴重な植物群落 : 計画地周辺において貴重な植物群落は分布していない。</p> <p>c. 動 物</p> <p>(a) 動物相の概要 : 三重県教育文化研究所発行の「自然のレッドデータブック・三重」によると、計画地区において貴重な動物は見当たらなかった。  しかし、「三重県自然環境情報図」、「三重県動植物分布図」(環境庁)によると、動物ではキツネ・タヌキ、ニホンジカ、イノシシ、アナグマ、昆虫ではハルゼミが生息していることが確認できる。  (b) 貴重な動物 : 計画地周辺において貴重な動物は分布していない。</p> <p>d. 自然環境</p> <p>(a) 自然景観の概要 : 全体的な景観は、田園や丘陵地を中心とした自然的要素が大きい景観である。  (b) 貴重な自然環境 : 貴重な自然景観はない。</p>

④ 自然環境	<p>e. 史跡・名勝・天然記念物等</p> <p>(a) 史跡・名勝・天然記念物：計画地及びその近傍には、指定されているものはない。</p> <p>(b) 埋蔵文化財包蔵地：計画地及びその近傍には、指定されているものはない。</p> <p>f. 野外レクリエーション他</p> <p>計画地及びその近傍には、ハイキングコース、登山道、探鳥コース等の野外レクリエーション地はない。</p>
--------	--

(2) 社会的条件の現況

① 交通の現況	<p>a. 計画地周辺の主要道路及び公共交通機関は、国道167号バイパス、近鉄・志摩線がある。</p> <p>b. 主要道路の交通状況          国道167号バイパスは志摩郡への玄関口となっており、1日あたりの交通量は、平成9年度の調査では、11,000台程度で、夏場は混雑するが、他の季節は比較的スムーズである。</p>
② 土地利用の現況	<p>計画地区の現況土地利用は、その殆どが水田である。</p>
③ 水域利用の現況	<p>計画地区は、西川水系の普通河川沿いに展開する農地であり、今回改修を予定している水路については用排兼用の土水路である。</p>
④ 生活関連施設の現況	<p>a. 上・下水道の整備状況：計画地区に住居はない。          穴川集落については上水道は完備している。          下水道の整備については公共下水道事業のエリアにあるが、まだである。</p> <p>b. 産廃物処理施設の整備状況：地区から約4km離れたところにごみ焼却場がある。</p> <p>c. 学校・医療施設等の立地状況：付近に学校・病院は立地していない。</p>

(3) 関係法令等による地域の指定・規制状況

<p>① 自然環境保全地域等の指定状況</p>	<p>自然環境保全地域（地区）、自然公園地域（区域）、鳥獣保護区の指定状況</p> <ul style="list-style-type: none"><li>a. 自然環境保全地域（地区）：指定された地域はない。</li><li>b. 自然公園地域（区域）：伊勢志摩国立公園に指定されている。 普通地域に指定されている。</li><li>c. 鳥獣保護区：指定された地域はない。</li></ul>
<p>② 土地利用の規制現況</p>	<p>都市計画法・農業地域振興法・森林法等の規制状況</p> <ul style="list-style-type: none"><li>a. 都市計画法：都市計画区域に指定されている。</li><li>b. 農業地域振興法：農業振興地域、農用地区域に指定されている。</li><li>c. 森林法：指定されている地域はない。</li></ul>

### 3. 事業計画地の選定事由

#### (1) 環境保全等の観点からの検討内容

検 討 事 項	検 討 結 果 の 内 容
①周辺土地利用への影響（特に住宅地への配慮）	①周辺に住宅地はなく、影響はないと思われる。
②地形・地質の改変の程度	②ほ場整備においては、地区内で土工はあるが、地区外への搬出地区外からの搬入はなく、改変はないと思われる。
③貴重な動植物の生息、生育場所への影響	③地区内には貴重な動植物は生息しておらず、影響はないと思われる。
④自然度が高い植生や樹林地への影響	④地区内の植生自然度は低い。
⑤良好な景観への影響	⑤水田地帯であるため、特に影響はないと思われる。
⑥文化遺産の存在または保全	⑥文献調査の結果では、地域内には存在しない。
⑦その他	

#### (2) 事業計画地選定の事由

本計画地区は、磯部町の南部に位置する比較的まとまった団地である。近年になり耕作放棄地が進行しつつあり、これに歯止めをかけるため、ほ場整備を推進する。ほ場整備により、区画の整形、道水路の整備を行い、農地の集団化を図る。優良農地を創出することで、既存の営農組合等による農作業受委託の推進が図られ、極早場米等、地域の特産品生産を拡大する。

地区の選定にあたっては、上記項目を検討し、特に問題となる事項もないことから、地区設定を行った。



#### 4. 事業計画に対する環境配慮の内容

##### (1) 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築への配慮

<p style="text-align: center;">環 境 配 慮 事 項</p> <p style="text-align: center;">主 な 環 境 配 慮 の 視 点</p>	<p style="text-align: center;">講 じ よ う と す る 環 境 配 慮 の 内 容 又 は 方 針</p>
<p>① エネルギーの有効利用に努めること</p> <p>a 省エネルギー化</p> <p>b 自然エネルギーの利用</p> <p>c 未利用エネルギーの利用</p>	<p>省エネルギー、低公害型の工事機械の導入を進め、工事中のエネルギー消費の低減努める。</p>
<p>② 資源の有効利用に努めること</p> <p>a 環境への負荷の少ない資材等の使用</p> <p>b 再生資材の使用</p> <p>c 間伐材の活用</p>	<p>道路工の路盤材等には、再生材の利用を図る。</p>
<p>③ 適正な水循環の確保及び適切な水利用に努めること</p> <p>a 透水性舗装の実施</p> <p>b 中水道・雨水利用施設の設置</p>	<p>計画で用水不足の区域があるため、地区内の排水路から、パイプラインによる水の反復利用を計画しているが、生態系にも配慮し、適切な水循環の確保等適切な水利用を図る。</p>
<p>④ 廃棄物の適正処理に努めること</p> <p>a 廃棄物の発生抑制・減量化</p> <p>b 廃棄物のリサイクル</p> <p>c 廃棄物の処理</p>	<p>計画地区より発生するコンクリート・アスファルト残材については、リサイクル施設へ運搬し再利用する。</p> <p>木材型枠の転用回数を増やし、廃棄物の発生抑制に努める。</p>
<p>⑤ 周辺環境への負荷の低減に努めること</p> <p>a 大気汚染の防止</p> <p>b 騒音・振動の防止</p> <p>c 悪臭の防止</p> <p>d 水質汚濁の防止</p> <p>e 土壌汚染の防止</p> <p>f 地盤沈下の防止</p> <p>g 地球温暖化の防止</p> <p>h オゾン層の保護</p>	<p>[工事対策]</p> <p>① 施工にあたっては、地区周辺に影響をなるべく与えないよう努める。</p> <p>② 工事施工にあたっては、降雨時に濁水が流出しないよう濁水防止施設を設置し、濁水防止に努める。</p>

(2) 人と自然が共にある環境の保全への配慮

環境配慮事項		講じようとする環境配慮の内容又は方針
主な環境配慮の視点		
<p>① 貴重・希少な野生生物等の生育・生息空間の確保に努めること</p> <p>a 野生生物の育成・生息環境に配慮した工事工程・工法等の採用</p> <p>b 野生動物の移動性の確保や落下死等の防止、光による野生動物への影響防止、代替生息地の確保など</p> <p>c 野生植物の移植・代替生育地の確保や伐開地等の林緑の復元など</p> <p>d 森林・里山等の樹林地及び海岸等の水際線や砂浜・礫浜など野生生物の生育・生息空間の確保</p> <p>e ビオトープや緑のネットワークなど野生生物の生育・生息空間の整備・創造</p>	<p>① 貴重な野生生物は生息していないが、一部山林部を改変し、野生動物の生息環境を分断する事が予想される為、詳細設計を行う際、野生動物の確認が認められた場合下記のことにより配慮する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 渡版橋などにより、野生生物の移動性を確保する。</li> <li>2. 側溝等に転落した動物が脱出できるための斜路を設置する。 用水路、排水路とも一定スパン単位でもうける。</li> </ol> <p>② 貴重な植物は分布していないが、詳細設計時に貴重な植物が確認された際には、移植し保護する。</p>	
<p>② 地形・地質等の改変の抑止に努めること</p> <p>a 自然に配慮した工法による水辺・河床や護岸等の改変</p> <p>b 山地地域にあっては、原生的な自然を有する地域の保全や特異な地形・地質等のすぐれた自然風景地の保全、溪流や湖沼の自然水際線の保全</p> <p>c 平地・丘陵地域にあっては、多様な生態系が保持されている湿地等の保全、湧水等の水源地域の保全、河川や湖沼の自然水際線の保全</p> <p>d 市街地地域にあっては、現存する樹林地の保全や自然水際線の保全</p> <p>e 沿岸地域にあっては、自然海岸の水際線の保全、自然海浜の保全、藻場・干潟の保全及び地域特性に応じた人工海浜や藻場・干潟の造成等の代償的な措置</p>	<p>掘削で生じる残土が発生した場合は、出来る限り地区内で利用するよう努める。</p>	

(3) やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造への配慮

環境配慮事項		講じようとする環境配慮の内容又は方針
主な環境配慮の視点		
①	現存する植生の保全と活用に努めること	計画地区内については、全域改変するため、現在の植生の保存は難しいが、希少な植物が発見されたときは、移動させ保護するよう努める。
②	緑化につとめること a 現地木・地域の特性に配慮した樹種による緑化 b 現地木・地域の特性に配慮した樹種による公園・緑地の整備 c 周辺との連続性に配慮した緑地の配置	なし
③	地域特性に応じ、周辺環境との調和に配慮した景観の形成に努めること a 良好な自然景観の保全・復元 b 良好な道路・沿道景観等の保全・創出 c 景観に配慮した建築物等の建設 d 郷土景観との調和	なし
④	親水空間等の整備・創出に努めること a 自然に配慮した身近な水辺の親水空間の整備・創出 b ため池・ダム湖周辺における親水空間の整備・創出 c 海岸・港湾等における親水空間の整備・創出	なし
⑤	歴史的・文化的環境の保全と活用に努めること a 埋蔵文化財の保全 b 歴史・文化の薫るまちなみ等の保全・整備	文献調査の結果では地域内に存在しないが、工事中に埋蔵文化財が出土したときは保全に努める。
⑥	電波障害・日照障害・風害の防止に努めること	なし

(4) (1) から (3) の環境配慮内容のまとめ

(ま と め)

事業計画においては、次の配慮を行う

- ① 工事実施においては、降雨時に濁水を下流河川等に流さないように留意する。
- ② 工事実施において、希少な動植物が発見されたときは、移動させ保護するよう努める。
- ③ 工事実施において、埋蔵文化財が出土したときは、その保全を図る。
- ④ 貴重な野生生物は生息していないが、一部山林部を改変し、野生動物の生息環境を分断する事が予想される為、詳細設計を行う際、野生動物の確認が認められた場合下記のことにより配慮する。
  1. 渡版橋などにより、野生生物の移動性を確保する。
  2. 側溝等に転落した動物が脱出できるための斜路を設置する。
- ⑤ 貴重な植物は分布していないが、詳細設計時に貴重な植物が確認された際には、移植し保護する。

このような配慮を行うことにより、事業実施に伴う環境への影響を出来る限り低減させるものである。